

軽油引取税の課税免除の特例措置（航空運送サービス業）

対象税目：軽油引取税（地方税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

- 訪日外国人は、基本的には我が国に空路で入国することから、増大する航空需要に適切に対応し、その経済効果を取り込むためには、航空機の運航に不可欠なグランドハンドリングの体制を維持・確保し、持続可能な形としていくことが重要となっている。しかし、屋外での作業や不規則なシフト勤務、休憩所・更衣室の不在など厳しい労働環境を背景とした人手不足が懸念されており、人材確保・育成や処遇改善といった取組と、DX化などのグランドハンドリング業務の生産性の向上のための取組を車の両輪として進めていくことが求められている。
- 一方で、職場環境の改善や資機材の導入などの取組を進めるに当たっては、初期投資に多額の費用を要するほか、各事業者が単年度に実施できる投資には限界がある。

当該措置の政策体系における位置づけ

- 国土交通省政策評価体系上の位置付け
 - ・ 政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化
 - ・ 施策目標：24 航空交通ネットワークを強化する

② 現行制度の概要

根拠条文：地方税法附則第十二条の二の七第一項第五号
 創設年度：昭和60年度（平成21年度に附則へ移行）
 適用期限：令和9年3月31日
 事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：有】【事後：有】
 （事前に都道府県知事から免税軽油の数量等を記載した免税証を取得。事後に免税軽油の引取りに関する事実等を記載した報告書を都道府県知事に提出。）

- 空港内においてグランドハンドリング業務に使用される車両の動力源に供する軽油について、軽油引取税の課税を免除する。

減収額

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
金額（億円）	8.69	4.30	4.91	5.40	5.89	5.81

（出所）事業者への聞き取り調査を基に算出

③ アクティビティ

- 本特例措置により、グランドハンドリングに用いる特殊車両のサービスコストが軽減され、事業者における人材確保・育成や処遇改善、DX化のための投資が促進されることが期待される。これらの空港機能の体制維持・確保を行うことで、増大するインバウンド需要を確実に取り込む。

④ アウトプット

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数（kL）	27,062	13,411	15,293	16,836	18,353	18,096

（出所）事業者への聞き取り調査による

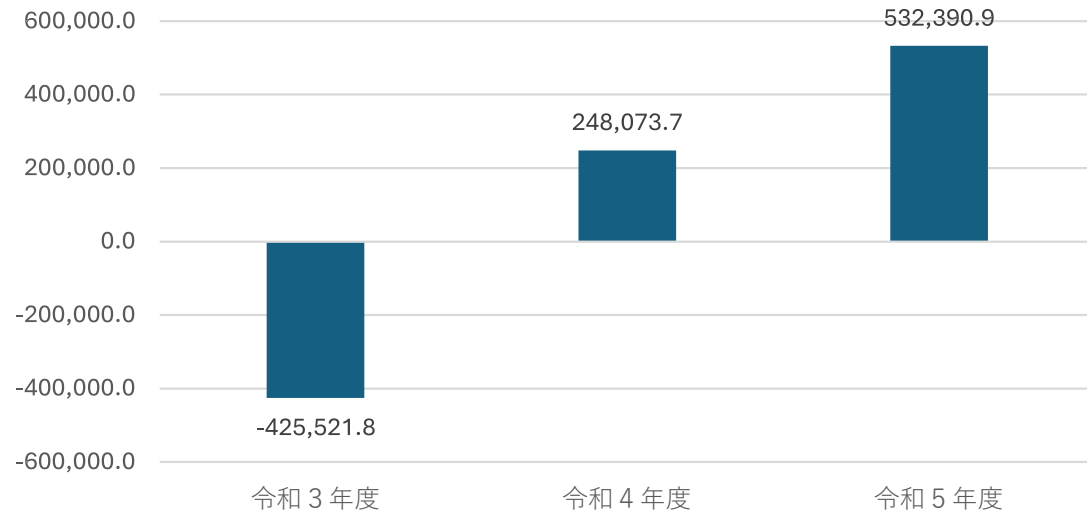
○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○ 軽油引取税の課税免除により燃料コストが低減されることで、グランドハンドリング事業者の負担軽減を通じて営業利益の確保につなげる。
⑤ 短期アウトカム	○ グランドハンドリング事業者の営業利益の確保 ・指標：軽油引取税の課税免除の適用を受けているグランドハンドリング事業者の営業利益 ・目標値：令和5年度において、令和3年度比で同水準以上を維持 ・対象期間：令和3年度～令和5年度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○ グランドハンドリング事業者の営業利益を確保することで、グランドハンドリング事業の人材確保・育成や処遇改善といった取組がより一層強化される。
⑥ 中期アウトカム	○ グランドハンドリング事業者の従業員数の確保 ・指標：グランドハンドリング事業者の従業員数（主要各社） ・目標値：令和7年において、令和5年比で同水準以上を維持 ・対象期間：令和5年～令和7年
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○ グランドハンドリング事業の従業員数を確保することにより、航空機運航に不可欠なグランドハンドリング業務の体制維持・確保を推進する。 ○ 2030年訪日外国人旅行者6,000万人の政府目標達成のために、航空需要の拡大に対応すべく、空港旅客の受入体制の維持・確保を図る。
⑦ 長期アウトカム	○ 訪日外国人旅行者の受入体制の確保 ・指標：従業員1人当たり訪日外国人旅行者の受入数 ・目標値：令和12年において、令和8年比で同水準以上を維持 ・対象期間：令和8年～令和12年

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
国土交通省航空局調べ（営業利益）	軽油引取税の課税免除の適用を受けているグランドハンドリング事業者の営業利益は政府統計等において集計されていないため。
国土交通省航空局調べ（グランドハンドリング事業者の従業員数（主要各社））	グランドハンドリング事業者の従業員数は政府統計等において集計されていないため。
JNTO「日本の観光統計データ」	訪日外国人旅行者数の実績値を集計しているデータのため。
分析手法：時系列分析 選定理由：複数年度の傾向を分析することにより、本特例措置がグランドハンドリング業務における人材確保・育成や処遇改善といった取組等に寄与し、インバウンド需要の取り込みに繋がっているか検証することが可能であるため。	

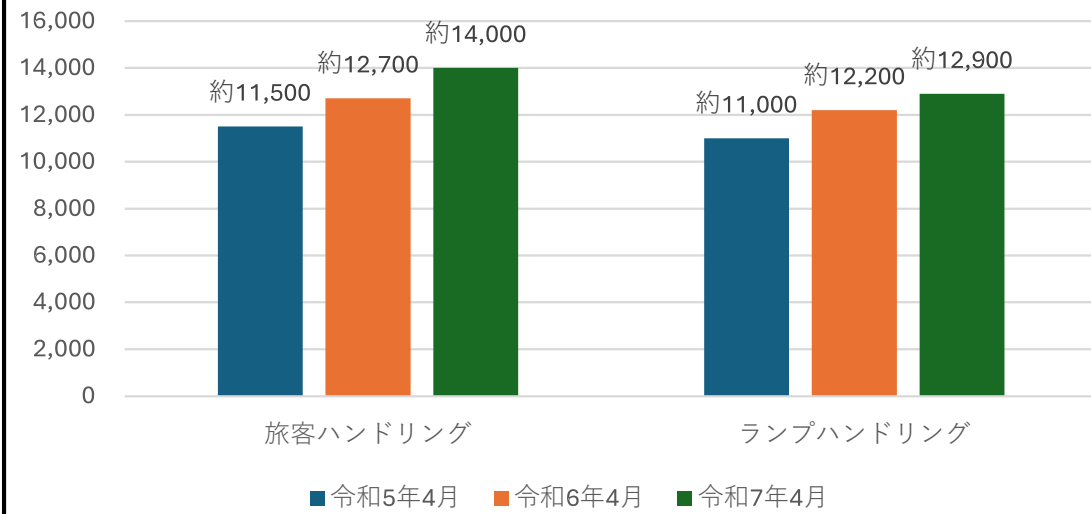
短期アウトカム

軽油引取税の課税免除の適用を受けているグランドハンドリング事業者の営業利益（百万円）



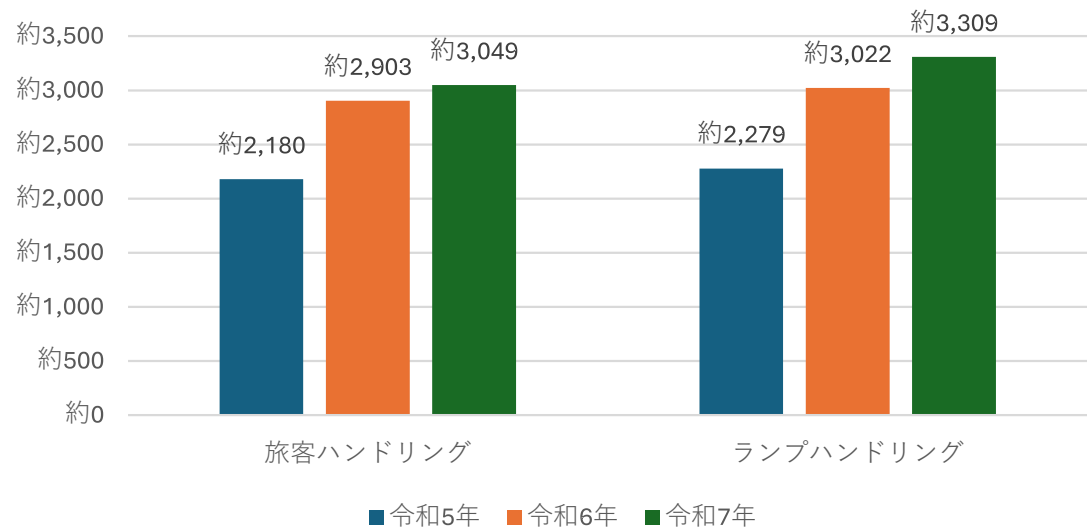
中期アウトカム

グランドハンドリング事業者の従業員数（主要各社）（人）



長期アウトカム

従業員1人当たり訪日外国人旅行者数の受入数（人）



○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○ 軽油引取税の課税免除の適用を受けているグランドハンドリング事業者の営業収益は令和3年度の▲425,521.8百万円から令和5年度の532,390.9百万円に増加しており、目標は達成されている。	○ グランドハンドリング事業者の従業員者数については、旅客ハンドリングおよびランプハンドリングのいずれにおいても、令和7年の従業員者数が令和5年の従業員者数を上回っていることから、目標は達成されている。	○ 令和7年の従業員1人当たり訪日外国人旅行者の受入数が令和5年の従業員1人当たり訪日外国人旅行者の受入数を上回っており、目標の達成に向けて順調に推移している。 ○ 引き続き、中長期的な検証が必要である。
② 達成できていない場合の要因	—	—	—
③ 政策効果等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本特例措置の活用により、グランドハンドリングに用いる特殊車両のサービスコストが軽減され、事業者における人材確保・育成や処遇改善、DX化のための投資が促進されていることが確認できる。本特例措置は、グランドハンドリング事業に伴い生じる恒常的な費用を軽減することで、関係事業者の財政的制約を改善させ、持続可能な形での維持・発展を可能とする効果が認められる。 ○ なお、本特例措置の対象となり得るグランドハンドリング事業者に広く活用されており、特定の者への偏り等は認められない。 		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本特例措置は、軽油を使用した事業者に対して公平に免税措置を適用するものであり、軽油使用量に応じて確実かつ適時に免税措置を受けることが出来る点で、効果的かつ効率的な措置であると考えられる。 ○ 本特例措置は、少数の特定地域のみで活用が想定されるものではない。また、本特例措置によって促進されるグランドハンドリング体制の維持・確保は、関係事業者の事業運営にとどまらず、航空需要への対応を通じて公共的利益として広く波及する。このため、負担軽減措置により措置すべきものとして妥当である。 		
⑤ 見直しの方向性	○ 政策効果が認められることから、今後の各事業者における事業の運営状況等も踏まえつつ、現行措置の継続を含めて検討する。		

主担当部局 : 国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課
 共管担当部局 : —